

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療従事者には患者の安全を確保するための努力が求められる。

医療関連感染の発生を未然に防止することと、発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。

本指針はこのような考え方のもと、各々の医療従事者の個人レベル及び病院全体の組織的な取り組みの2つの対策を推進することによって院内感染の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることと、医療従事者自らへの感染も防止することを目標とする。本院においては院長のもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、院内感染に対して全職員の積極的な取り組みを要請する。

2. 院内感染対策のための委員会に関する基本的事項

本院における院内感染対策として、本指針に基づき以下の組織を設置する

- 1) 感染対策責任者の選定
- 2) 感染対策委員会の設置
- 3) 感染対策責任者の配置

感染対策推進のため感染対策責任者を置く

- ① 感染対策責任者は、院内感染に関する研修を終了し十分な知識を有する者とする。
- ② 感染対策に関する企画を行う
- ③ 病院における職員の感染防止に関する意識の向上及び指導を行う
- ④ 院内感染発生の報告を受け直ちに院内感染の状況把握に努める
- ⑤ 週1回以上の院内感染に関する院内巡回を行う
- ⑥ 連携医療機関への定期報告資料の作成
- ⑦ 連携医療機関への研修・合同会議への出席
- ⑧ 研修・合同会議を受けて本院の取り組み作成を行う

4) 感染対策委員会の設置

院内感染の予防及び適切な対応並びに感染性医療廃棄物の適正な処理など、院内衛生管理に万全を期する審議等を行うため、感染対策委員会（以下委員会という）を置き、感染対策においてすべての事項を決定し実行させる権限を持つ

感染対策委員会の下部組織として ICT 委員会を置き、院内感染の具体的実行及び職員の安全確保の推進を図る

- ① 委員会の活動
 - 委員会 で用いる資料の作成、議事録の作成及び保存
 - 院内感染に関する情報収集及び実態調査
 - マニュアルの作成及び更新
 - 連携医療機関への定期報告の作成
 - 連携医療機関との研修・報告会への参加
 - 院内感染防止対策に関する職員への啓蒙活動（教育研修会の実施）
- ② 委員会は次にあげる者をもって組織する
院長

感染対策委員会担当医師

看護部長

薬剤部長

臨床検査部責任者

事務部長

委員の任期は1年とし、再任を妨げない

③ 委員会は月に1回定期的に開催する

なお臨時に開催が必要な時は院長が召集し開催する

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

感染対策の基本的な考え方や標準予防策など、院内で行われる感染対策の具体策について全職員が適切に理解し、実践することが重要である。そのため全職員への周知徹底、意識向上を図る目的で全職員を対象にした研修会を年2回及び必要時に開催する

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本指針

院内感染の予防及び感染症の蔓延を防止するため、感染症報告書、サーベイランスデータなどを利用し、速やかに感染症発生に関する情報を収集する必要に応じて院長への報告、院内感染防止対策委員会での検討、職員へのフィードバックを行い、最新の情報を共有する

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ① 院内集団感染（アウトブレイク）が発生した場合、速やかに院長及び感染対策責任者に報告し、緊急感染対策委員会を開催し、原因の究明及び早急な対策を講じ、感染の拡大防止に努める
- ② 感染症法に規定されている対象疾患に関しては速やかに枚方市保健所に報告し
院内集団感染（アウトブレイク）時の保健所への発生報告は、院長が判断する

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本院における院内感染対策指針は、本院掲示板にて閲覧可能とする

7. その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ① 感染対策マニュアルに基づいた対策の実施及び感染対策マニュアルの整備、定期的な見直しを図る
- ② 感染対策委員によるラウンドを実施し、現状把握に努め、感染対策に関する問題点の改善にあたる
- ③ 職員に対する職業感染対策
B型肝炎ワクチン、インフルエンザワクチンの実施
感染症罹患時には速やかに院内感染防止対策責任者に報告する

制定 平成21年7月1日

更新 平成24年4月1日

更新 平成25年4月1日

更新 平成27年2月1日

更新 平成28年9月28日

更新 平成30年10月18日